

| 東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算) | | | | | | | (内閣府) | |
|--|--|-------|------------|--|-------|-------|--------------------|--|
| 事業名 | 地域防災力向上支援事業 | | 担当部局庁 | 政策統括官(防災担当) | | 作成責任者 | | |
| 事業開始・終了(予定)年度 | 平成23年度 | | 担当課室 | 参事官(地震・火山・大規模水害対策担当) | | 越智 繁雄 | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | 施策名 | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | | | 関係する計画、通知等 | | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 地震、津波、土砂災害等により孤立可能性のある集落(以下、「孤立集落」という)は、全国で約19,000ある。既存の地上系の通信システムは基地局の被災等により通信不能となることがあり、これらの代替手段として孤立集落において衛星系の通信手段が必要不可欠である。平成23年度より実施することとなった本事業は、地方公共団体が、孤立集落に衛星携帯電話等を配備することに一定の支援を行い、地域の安全の向上に資することを目的とする。 | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | 孤立可集落に衛星携帯電話等の配備を行う地方公共団体に対して一定の支援を行う。 事業主体:地方公共団体 補助率:1/2(上限175万円) 整備機器:衛星携帯電話、非常用発電機 整備箇所数(集落):2,300箇所 | | | | | | | |
| 実施方法 | <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | |
| 23年度予算額 (単位:百万円) | 当初 | 第1次補正 | 第2次補正 | 第3次補正 | 計 | | | |
| | 201 | - | - | 403 | 604 | | | |
| 成果目標 (アウトカム) | 成果指標 | 単位 | 目標値 | | 活動指標 | 単位 | 23年度活動見込 | |
| | 機器の配備であり、成果は整備箇所数となる。 | - | 23年度 | (年度) | 整備箇所数 | 箇所 | (3450箇所) 2300箇所 | |
| 単当たりコスト | 175,000(円/箇所) | | 算出根拠 | 衛星携帯電話:25万円、非常用発電機10万円、補助率1/2 (25+10)/2=17.5万円 | | | | |
| 事業所管部局による点検 | | | | | | | | |
| 項目 | | | | 内容 | | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。 | | | | 「東日本大震災からの復興の基本方針」5(4)⑤(v)「情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化」に該当する事業であり、整合性がとれている。 | | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | | 東日本大震災でも多数の孤立集落が発生した。被災県からの要望も上がってきているところであり、優先度の高い事業である。 | | | | |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | | | | 衛星携帯電話は、人工衛星を通じた通信であり、固定電話、防災行政無線などが地上局やケーブルの被災により通信不能となった場合に補完する不可欠なシステムである。 | | | | |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | | | | 災害時の応急対応活動の基本となる被害状況を把握するため、あらかじめ衛星携帯電話を配備するものであり、地上系の通信システムの途絶時に不可欠なものである。 | | | | |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | | | | 国が事業費の1/2、残りを地方自治体(事業実施者)が負担する。 | | | | |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | | | | 孤立可能性のある集落のうち、アクセス道路や他の通信手段の状況を踏まえ、優先度の高い箇所で実施するものである。 | | | | |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | | | | 地方公共団体が、衛星携帯電話等を配備する事業であり、補助金適正化法等に基づいて適切に事業を実施することとなる。 | | | | |

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/)」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。